

「店頭商品CFD取引」における取引開始基準

当社は、お客様一人一人の投資目的や投資経験、知識、金融資産等の実情に適した取引を行っていただくために、店頭商品CFD取引について、原則として次に定める取引開始基準に適したお客様から店頭商品CFD取引の受託等をするものとします。

- (1) 氏名又は名称、かつ住所又は所在地及び連絡先の確認がとれること
- (2) 弊社で別に定める反社会的勢力に該当しないこと
- (3) 過去においても、現在も他の商品先物取引業者との間で紛争事案のないこと
- (4) 店頭デリバティブ取引等、店頭取引についての経験・知識等があること、若しくは株式取引、信用取引、上場デリバティブ取引等の投資経験が十分と判断できること

【上記についてのお問合せ窓口】

商 号:あい証券株式会社

住 所:東京都港区六本木 1-6-1 泉ガーデンタワー7F

登録番号等:第一種・第二種金融商品取引業

(関東財務局長(金商)第 236 号)

商品先物取引業

(経済産業省 20221207 商第 4 号、農林水産省指令 4 新食第 2087 号)

加入協会: 日本証券業協会

一般社団法人金融先物取引業協会

日本商品先物取引協会

一般社団法人第二種金融商品取引業協会

当社への連絡先:コンプライアンス部 03-3568-5088(代表)

info@isec.jp (E メールアドレス)

受付時間:平日 午前 9:00～午後 6:00(土日祝日、年末年始の休業日を除く)